

課外活動ガイドライン

2025.10.16 学生課

課外活動ガイドラインを下記のとおり定めます。本ガイドライン及び大学から発せられる通知に留意し、より安全・安心に課外活動を行うようにしてください。

※ 大学から行う最新の通知（学務情報システム等を含む）を優先します。このガイドラインと異なる部分があった場合は、必要に応じて、大学（学生課）に確認してください。

方 針

- (1) 安全、健康、学業を最優先とすること。
- (2) このガイドラインを遵守・徹底すること。
- (3) 参加にあたっては、できるだけ保護者等の了解を得ること。
- (4) 参加を強制しないこと。また、不参加の者に不利益がないようにすること。

※ 競技団体等のガイドラインがある場合は、当該ガイドラインと併せて遵守すること。

※ 学外の者が参加する場合（指導員や他大学の学生など）、全参加者は、当該ガイドラインと併せて学外の者が所属する団体等のガイドラインを遵守すること。

※ 新歓などで体験活動、見学などを行う場合も、当該ガイドラインを遵守すること。

上記の事項に違反した場合は、活動停止などの措置を行います。

1 活動時の必要事項

(1) 活動計画書の作成

各クラブ・サークルの代表者は、活動の全容を把握することとし、様式は問わないが各自活動の日時、場所、参加者等の記録（活動計画書）を作成し管理することを義務付ける。

※ 活動を計画する前に、このガイドラインや、所属する競技団体・連盟等のガイドライン・通知等を参加予定者全員で確認すること。

※ 大学に提出する必要はないが、必要に応じて、大学から提示を求めることがある。

(2) 試合・行事等参加届の提出

学内、学外での実施に関わらず、試合（練習試合・公式戦・大会等）、コンクール、催物（発表会、コンサート、講演会、展示等）、集会及びボランティア活動等の全ての課外活動において試合・行事等参加届（別紙様式指定）の提出を義務付ける。提出は、活動日の7日前までとし、提出先は学生課とする。ただし、学内でイベントなどの催事を行おうとする場合は、その企画書を1か月前までに提出すること。

2 活動前の注意事項

(1) 参加者の体調の確認

体温等の具体的な情報は求めないが、各クラブ・サークルの代表者は参加者の体調を把握しておくこと。必要に応じて、大学から確認することがある。また、利用施設や活動内容によっては、詳細な情報が必要な場合もあるため注意すること。

3 活動中の注意事項

(1) 活動状況の確認・把握のため、グループや組ごとのリーダーが、ガイドラインや活動計画書どおりに活動が出来ているかを確認し、各クラブ・サークルの代表者に報告すること。

(2) 活動に実際に参加した者全員を把握すること。

(3) 適宜、手洗い・手指消毒等の感染対策を行うこと。

(4) 換気のため、一定時間ごとで窓を開放すること。

(5) 学外施設利用にあたっては、施設管理者の示す基準に従うこと。

4 活動後の注意事項

(1) 参加者の体調の確認

活動終了後、体調不良者が発生した場合は、大学（学生課及び所属の学部事務室）に連絡すること。感染症等が疑われる場合は、課外活動に参加していた他の者の健康管理の確認に努めること。

5 合宿時の遵守事項

合宿については、次の遵守事項を守ること。

※ 合宿には、練習試合等を含めて、宿泊を伴う全ての課外活動を含む。

■ 合宿実施（参加）の条件について

- ① 保護者の同意を得られること
- ② 合宿前後の健康観察を行うこと
- ③ 合宿期間が授業開講日に重ならないこと

■ 対象団体について

上記に示す実施条件を守ることができる団体のみ合宿の実施を可能とする。合宿リーダーを各団体1名以上おき、他の部員の監督・指導を行うこと。（合宿リーダーは団体の登録上の代表者と同じである必要はない。参加者が大人数となる団体は、必要に応じ副リーダーをおき、リーダーを補佐すること。）

■ 合宿届の提出について

合宿開始日の7日前までに合宿届を学生課に提出すること（別紙様式指定）。

合宿届は、活動中に怪我などをしたときに、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の適用を受けるために必要な書類となる。合宿届の提出がないまま出かけ、部員が怪我等をしてしまった場合、その合宿は「課外活動」として認定されず（私的旅行と扱われる）、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の対象にならないので注意すること。

6 その他

(1) 活動が実施できない場合を考慮して予定を立てること。不測の事態等により、計画した活動が実施できない場合の施設のキャンセル料支払いについては、キャンセル期限等を施設に予め確認しておくこと。大学がキャンセル料を支援することはできない。

(2) 部室や活動場所は整理整頓すること。活動に不要なものを保管しないこと。

(3) 施設利用時のルールを遵守すること。

※ クラブハウス及び文化系サークル施設の利用は9:00 から21:00 までとする（この時間以外は建物を施錠）。

学生課（学生支援担当）[平日 8:45～17:15]

Tel: 052-872-5042 Mail: gakusei5043@sec.nagoya-cu.ac.jp

※ 土・日曜日、祝日及び夜間等の時間外の場合は、以下のいずれかに連絡すること。担当者が折り返すことがあるので留意すること。

【3号館警備員室】 Tel: 052-872-5708

【4号館警備員室】 Tel: 052-872-5806